

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (有)南風原工務店 那覇市字国場1169-6 ピュアセブンズ102
 47-007553 代表者 南風原 稔
 (土木B、建築A)
- 2 指名停止期間
 平成28年12月13日 ～ 平成29年12月12日 (12か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての工事(下請を含む)
- 4 事実概要
 (有)南風原工務店の代表者らは、渡名喜村発注の重要伝統的建造物群保存地区の保存修理工事の入札に関し、同村の教育長から入札の見積額など入札に関する情報を受けたとして、平成28年12月2日、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第8号イに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が、本県内の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	<u>3か月以上12か月以内</u>
ロ 一般役員等又は使用人	<u>2か月以上12か月以内</u>